

文書館施設のサイン装置

—— エントランス・ポーチ床面彫刻設置事業を通しての雑感 ——

太田 富康

はじめに

近年、ようやくにして各地に文書館が開館するようになり、当館でも見学者が増加している。文書館の設置にあたっては、組織・システムをどのようにするか、という問題と同時に、それを具現化する建築・設備の問題も欠かすことのできない大きなものであろう。

文書館建築に関する論稿は必要な空間・設備やその配置、あるいは保存科学的な面から少しずつながらその蓄積をはじめている。私は、当館庶務課において二年間、施設管理業務を担当したが、すでに運営されている館において施設を管理・維持していくような立場になると、もっと地味で細かなことが問題になってくる。それらの大半は、文書館固有の問題ではなく、施設管理一般の問題なのだが、なかには文書館だからこそ問題となってくる事例もある。たとえば、ドア・クローザーを設置すべき空間はどこなのか、⁽¹⁾ 特別整理のため、職員が長時間、保存庫内で作業する際の温度設定をどうするか、⁽²⁾ など。

文書館施設でのサイン装置もそのひとつである。これも、街や一般的施設に共通する問題であるが、一般に文書館に対する認識がいまだ低い現状では、文書館のアイデンティの表現、PRの意味から他に比してその必要性を感じる。具体的には、館内での利用者への案内・標識としてのサイン、館外での道路案内標識やファサードの館名表示等がある。

当館では一昨年（一九八七年）、エントランス・ポーチ床面に明治初年の区域の変遷を表す四つの略地図を刻みこむ事業を行った。これは、前述のような具体的な信号系サインに対し、象徴的な事物を通して文書館の事業を抽象的・観念的に表現するサインである。本稿は、その設置事業の記録を中心に文書館施設のサイン装置について、思いつくままに記したものである。

館内サイン

サイン装置は大きく二つの性質のものにわけられる。それは信号

系サインと象徴系サインである。信号系サインは交通標識や案内板・地図のように、ひとつの事実を具体的に指示・説明するものである。一方、象徴系サインはシンボルともいいかえられる。自治体等がその地域を端的に示すような事物の彫刻や絵を街角や駅前を設置するなどの例がみられる³⁾。

館内でのサインは、このうち信号系サインが中心となる。なぜならば、館内まで立ち上がった人は、目的に違いこそあれ、その目的をはたすための機関として文書館を選択し、来館しているだろうからである。よって、その各人の目的をみたす窓口へ来館者を誘導するためのサインがもっとも基本になる。具体的には閲覧室・展示室・講座室などへの誘導である。そして、その装置は、各階には何の部屋がある“という情報を伝える全フロアの施設案内、各階の平面案内図、矢印による誘導板などが考えられる。

博物館・図書館は展示室・閲覧室など、来館者の利用空間が大きく、広い空間の連続により、誘導サインがなくともある程度、導線が理解される。それに比して文書館では、利用者の立ち入らない保存スペースが圧倒的に大きな空間を占め、利用者の立ち入る空間は閲覧室にしる、展示室にしる、それほどの空間を必要としない。そのため、館内は比較的、小さく区切られた空間が並ぶことになり、誘導サインの必要性が増してくるようになると思われる。

これが、他機関との複合館となると、来館者の目的はさらに多種

多様となり、サインの重要性も増してくる。当館は、単独館であるが、当館の施設管理のもと、現在、県史編さん室、公文書センター（情報公開担当機関）が入っており、また、県庁各課所に貸し出している会議室がある。そのため、来館者の目的は、閲覧、展示見学、情報公開請求、県史刊行物の購入、会議への参加など様々なものとなっており、それぞれに利用する空間は別のものとなる。そのため、開館後も、サイン表示の付け替えなどの改善もまま行われており、常に利用者の動向に気をくばっている必要がある。

これらの装置は文書館の事業への認識の低い現状では信号系サインとしてのみではなく、それ以上の意味・役割をもつであろう。たとえば、広報紙などで展示や講座をしり、来館した利用者は、文書館では文書の閲覧ができるなどは全く知らない人もあるわけである。文書中心の博物館程度の認識の方も多いであろうし、どのような所かわからないが、展示をやっているから見てみようという方もいると思われる。そのような方が来館してくれること自体、文書館活動の普及をひとつの目的とした教育普及事業の成果であるのだが、それだけでは文書館を真に知ってもらえたことにはならず、ひろく文書館活動を知ってもらうためのフォローが必要である。そこで、館内の信号系サインは、それらの人を確実に展示室や講座室に誘導するというだけでなく、ひろく文書館事業を理解してもらう普及的役割をもたうことになる。玄関に入ったすぐの場所や展示室など

に館業務全体の案内パンフレットをおく、あるいは利用方法の掲示なども館の事業を伝えることになり、来館者の直接の目的以外にも文書館全体への認識を広げてもらう効果をもつ例である。また、閲覧室への誘導サインや保存庫の表示等も本来の役割以外に、閲覧・保存といった館業務を自然にPRすることになる。当館では、一階エレベーター前の壁面に展示期間中、その展示をしめす三角柱の案内板(二四〇cm×五〇〇cm)を設置するようにした。これは、展示室がおくまいった場所にあるための誘導を目的とすると同時に、展示以外の目的で来館し、エレベーターを待っている人の目に自然にふれるようにし、館活動の一端にふれていただけるようにとの効果をねらったものである。

しかし、PR性を強調すると、サインが氾濫し、相殺しあったり、館内の美観・雰囲気をごわす危険性がある。また、館への理解を求めすぎるあまりに、文字の多い説明調のものとなることも考えられる。サイン装置の役割が大きいだけに、他に比して効果的な配置やデザインがよく検討されねばならない。

なお、館内の象徴系サインとして、当館では二階休憩コーナーの壁面タイルにスクリーン印刷した花押と印章のプレート二十枚が設置されている。これは本県域に関係の深い戦国武将の花押・印判と明治初年の県印で、古文書・行政文書のひとつのシンボルの意味合いで、歴史的・文書館的雰囲気を休憩コーナーにもたせようとしたものである。

屋外サイン

屋外でのサイン装置を考える際には、それが、館だけではなく、街並み景観の問題にまで波及することを忘れてはならない。なぜなら、屋外サインは館設備であると同時に、街並みのファサードの形成要素であり、街路のストリート・ファニチュアでもあるからである。近年は、街並みの美観を考えた街づくりの意が注がれており、それゆえ、規制も多くなっている。たとえ、規制にかからなくとも、設置したサインが結果的に美観をそこねるようなものであっては、文書館のイメージ低下につながる。公共文化施設である文書館は街のアメニティに貢献するものでなくてはならない。

さて、屋外サインとしてはまず、利用者(特に初めての)を館に誘導するための信号系サインが考えられる。駅や街角の案内地図に館をのせることや、独自の案内標識の設置などがあげられる。当館は、国道十七号線沿いに県庁舎に向いあって建設されている。そのような立地から、現在、国道に単独の道路案内標識三基が設置され、また、県庁舎案内板にのせられている。

道路案内標識については、彩色等につき制限があるのでデザイン的な問題でイメージ低下につながるようなことは少ないと思われる。しかし、街路での道路標識等の林立は美観上、問題となってきた。また、地下埋設による電柱の除去など、すっきりした街並み景観がもためられており、その設置場所など規制も多く、配慮が必要

である。

次に、館のファサードにおけるサイン装置がある。その第一に建物の表示として館名が掲げられる。これこそ、館のアイデンティティを表示する最も基本的なサインである。当館では、国道に面してエントランス・ポーチの向かって右側壁面にスチール製の箱文字で日本語と英語 (Saitama Prefectural Archives) で掲げられている。英語での表示は、外国人の利用者がほとんど皆無の現在では、信号系のサインとしての機能を果たしているとはいいがたい。しかし、その設置には、文書館という施設が、この一館だけの特殊なものではなく、世界共通にある一般的な機能であるというアピールをもたせている。そこまでの認識は得られなくとも、日本名のみよりも注意を喚起する要素があり、道路案内標識や館の利用案内パンフレットにも英字名をいれるようにしている。

だが、この館名の表示は、あくまで「この建物は埼玉県立文書館といえます」という表示に過ぎず、当然のことながら、文書館の性格・事業までは表現しない。極端にいえば、字はわかって「もんじょかん」と読むのか、「ぶんしょかん」と読むのかさえ、通りがかりの人には判別されえないのが現状ではないだろうか。

当館では、文書館施設への認識を高めてもらうことも目的のひとつとして、展示・講座などの教育普及事業を行っている。これにより、県の広報紙『県民だより』(全戸配布)や埼玉県文化施設連絡協議会(埼玉県自治文化課内)発行の文化情報紙『でかけませんか』

にはほぼ毎月、文書館の名前が掲載され、県民の目に触れることになる。その他、企画によっては埼玉県の地方紙である埼玉新聞や各紙の埼玉版、テレビ埼玉などで文書館の名前が報道される。また、全国的には歴史情報誌『月刊歴史手帖』(名著出版発行)に展示の開催ごとに掲載していただいている。このように、館の事業広報を通して文書館の名前が多くの方の目にふれるように努めている。しかし、そのようなメディアと同時に、館の顔であるファサードにおいても、文書館活動を主張するようなサインがなされるべきであろう。そうでなければ、周辺の住民にさえも、いかなる施設かも認識されないような機関となってしまう。

博物館や歴史民俗資料館では、よく前庭やエントランスに歴史的道標や民俗資料、移築民家等を配しそれをシンボルとする象徴系サインがなされている。県内の例では、県立博物館は前庭に堅穴式住居を復元している。県立歴史資料館やさきたま資料館はそれぞれ菅谷館跡、さきたま古墳群内に立地し、自ずからそのシンボルとなっている。戸田市立図書館・郷土博物館は知の象徴たるミミズクを館のシンボルとし、その彫刻を配している。また、美術館は彫刻の屋外展示などがみられるほか、館の建築自体がひとつの作品として主張を行っており、「日本の美術館建築展」という美術展示が開催されるレベルのものである。⁽⁴⁾ 建築と彫刻をドッキングさせた埼玉県立近代美術館もその一例で、建築自体が近現代芸術を象徴し、衆目をひく。

博物館・美術館や図書館よりも一般的に認識度の低い文書館においては、このような主張はPRの意味をかね、一段と必要性を増すものと思われる。当館のファサード壁面にはショウ・ウィンドウが設置されており、そこで掲示等による活動のPRが可能となっている。現在、その右半分には、「利用案内」が定置されている。これは開館時間、休館日を列記したものである。しかし、文字によるサインであることで、一見して文書館のイメージを感覚的に表現するものではなく、通りすがりに目をひかれるような種類のものではない。すでに文書館を認知して利用しようとしている人に対するサインである。

また、左半分は、展示開催期間中にはそのPR看板が設置され、それ以外の期間は、関係機関（他の文書館・博物館、県内文化施設等）のポスターを掲示している。これは一見して注意を喚起するものであるが、時期を限り、次々に張りかえられていく性格のものであり、展示という限られた面からしかPRされない、というくらいがあった。⁽⁶⁾

その意味で一昨年（一九八七年）に設置されたエントランス・ポーチ床面彫刻は、文書館の性格を可視的に主張する象徴系サインとしての役割を期待したものである。

エントランス・ポーチ床面彫刻の設置

しかし、この事業は、当初からシンボル象徴系サインを求めて

始められたわけではない。雨や雪でぬれるとすべりやすく危険な床面にすべり止めをほどこしたい、という実用性が端緒であった。だが、それを単に機能性だけおわらせるのではなく、歴史資料保存利用機関たる文書館を象徴するような装飾性をもたせよう、と発展した結果がこの彫刻である。

その図案としては、埼玉県の成立を表す略地図の他に、古文書や街道・水系の絵図なども考えられた。そのなかで、県の成立略図が選ばれた理由としては

- (1) 文書館は、過去の史料を収集するのみではなく、未来にわたり恒常的に県行政文書を歴史資料として集積していく機関である。古文書や古絵図は、歴史性は象徴するが、過去のみにとらわれた感がつよく、博物館とのちがいが不明確で、文書館特有の象徴性となりにくい。
- (2) 県の成立図は、永続的に蓄積される行政文書の原点を表し、行政文書が歴史資料となることを暗示する。
- (3) 明治初年の埼玉県・入間県・熊谷県といった変遷は、意外と知られておらず、関心を喚起できる。
- (4) 文書館は国道をはさんで県庁舎・県議会議事堂に面し、県庁街の一角をなしている。その中に県の成立図をおくことは、文書館の象徴性のみならず、県庁街全体の象徴系サインともなりえる。

といった点があげられる。

しかし、これを既存の建築物の、それも玄関先に素人案で彫り込むということは、かなりな冒険であった。当館ファサードは、レンガタイル仕上げで従来、落ち着いた観を呈してきた。また、エントランス・ポーチ部分は屋上までの吹き抜けで、敷地内でももともと豊かな空間を保持しており、この彫刻を彫り込むことにより、その雰囲気をぶち壊しにする可能性がある。それは、また、浦和市中心の県庁街という立地から、街並みにも影響をおよぼしてくる。まして、このテーマはかなり具体的な事実を表現するものであり、デザイン化・抽象化されたものよりも、その可能性は大きいと考えられるからである。⁶⁾

そこで、デザインはなるべく単純・簡潔なものとし、色彩も落ち着いた単色とするという方針でいくつかのデザインが考えられたが、最終的には次のようなものとなった。

(1) 略地図は①明治元年 地方制度改革以前の武蔵国

②明治四年十一月 埼玉県と入間県の成立

③明治六年六月 熊谷県の成立

④明治九年八月 ほぼ現在の埼玉県の成立

という四時点を表す四面とした。その配置はエトランス・ポーチを玄関へ向かう来館者を中心として同心円上に左から右へと配された。

(2) 工法は既存の床面に、地図の輪郭や文字を線で彫り込む。文字も、国名・県名の他、浦和・熊谷・川越・秩父など、位置関係を

理解するために必要な最低限のものにとどめ、彫られる面積を少なくし、従来床面を全面に広く残した。

(3) 着色は彫られた線の溝のみにとどめ、全面は花崗岩の明るいグレイのままに統一、溝の塗料(フッソ樹脂塗料)も同系色のダーク・グレイとし、派手に際立つことなく、床面になじむように考えた。

(4) 図で説明的要素を省いた分、壁面ぎわに説明板を設置した。これは、エトランス・ポーチ唯一の立体構造物になるので、こればかりがうき立ちすぎることのないよう、道路側には向けず、材質もステンレス製で床面と同系色とした。床面彫刻はあくまで館のシンボル||象徴系サインであるから、そのサインに対しての説明が冗長ではないように心がけた。

このようにして床面彫刻「埼玉県の成立」は一九八七年十月に完成したわけだが、素人案によるものだけに、とってつけたような感はいなめず、デザインの・景観的に成功したとはいえない。だが、完成より一年半余り過ぎても、立ち止まって眺めてくれる人がみかけられ、それなりの効果はあげているといってもよいであろうか。

とはいえ、それは文書館活動を認識している館側の考えたサインである。シンボルは「シンボルのもつ表象を共通の認識として共有できない場合にはまったく無意味である」「人々の大多数がたやすくその意味を理解し、認識できることが大切である」とされるものである。このような意味で、この彫刻ははたしてシンボルとなりえ

ているのであろうか。サイン装置は、文書館活動をPRし、その認識を広げるための手段となるが、それは文書館全体の問題からすれば、やはり枝葉の問題である。文書館員の地道な本来業務のつまかさねにより、利用者に「共通の認識」をえてもらえるように努力することが第一であらう。

おわりに

サイン・システムの問題は、文書館施設に限ったものではなく、施設一般や街の屋外公サインなどと共通するものである。また、文書館建築を考える際にも、枝葉末節に属する部類のものである。ただ、施設管理を担当していた期間に、英字館名、エントラス・ポーチ床面彫刻、道路案内標識と、館のサイン装置設置の仕事が続き、その中で文書館のように残念ながらもまだ一般に認識の薄い機関においては、このようなサイン装置は広報活動と共に重視されてもいいのか、と考えていたので、この機会に事業を担当した者として、このような文章を書かせていただいた次第である。また、私は未だ他の文書館施設の見学経験が少く、いきおい自館の例のみを述べたが、これは決して当館のサイン装置がすぐれているというのではなく、改善すべき点も多いことはもちろんである。

なお、エントラス・ポーチ床面彫刻をはじめ、これらの事業は、当時の庶務課長（現教育局管理部総務課秘書係長）の村本伸二氏のもとで行われたものであり、本来ならば、このような文章を書く資

格は私にはないのであるが、寛容な氏ならばゆるしていただけるであらうと筆をとらせていただいた次第である。

最後になりましたが、村本氏を始め、工事の執行をお願いいたしました住宅都市部営繕課の皆様、工事施工業者の方々、御協力いただきましたました多くの皆様に感謝申し上げます。

註

(1) ドア・クローザーはドア・チェック、ドア・ストッパーともいい、ドア上部につけられ、ドアの閉まるスピードを調整し、また、開ききった状態でドアを止め、開放状態とする装置。従来、当館では事務室系統にのみつけられ、保存庫、撮影室等にはつけられていなかった。しかし、これらの部屋ではブック・トラックや道具類の出し入れが多く、ドア・クローザーがない場合、くさびなどをかう手間がかかるため、随時、担当者の希望により設置した。しかし、クローザーの調節具合によっては、軽くドアを開けただけでも開放状態となり、気付かれないまま放置される可能性があり、保安・温湿度維持等の観点から問題が多い。便利さのみから、むやみに設置することには注意が必要であらうし、設置されている場合にも、常に調節の具合を点検する必要がある。

(2) 現在、当館の保存庫内は摂氏二十〜二十五度、相対湿度五十パーセント前後を維持するように、コンピューターによる中央管理が行われている。平常は保存庫内で職員が長時間作業することはないが、春秋の特別整理期間には終日、職員が保存庫内で作業することになり、この設定温度では殊に秋には非常に寒く感じられ、長時間の作業に耐えられなくなる。そのため、この期間のかなり前から徐々に温度を上げていくような対応が必要となる。

また、長時間の電灯照明による熱放射や人間の体温によっても保存庫

内の温度は影響を受ける。貴重文書庫のような小型の部屋では、はっきりとその変化がコンピューターの測定値にあらわれるとのことである。そのため、光熱費の節減も兼ね、現在、保存庫の電灯の本数は減らされているが、これは特別整理等の作業には能率を下げることとなる。本来、保存庫は作業空間ではないため、これらの矛盾は本来の問題ではないかもしれないが、特別整理という作業も不可欠のものであり、その調和を考える必要がでてくる。

また、特別整理は春秋の気候的に恵まれた時期に行われるので、変化した温度を戻すのも比較的に楽であるが、夏季に高温、冬季に低温になった場合、それを設定温度に戻すには、かなりの時間を要する。年末年始の休館中、空調・暖房も休止するが、この間に下がった室温を回復するには、その倍以上の期間を要することになる。真夏の期間には、空調担当職員（当館では現在委託業者）の勤務時間中のみの冷房では設定温度にまで室温を下げきれないこともありうる。冷暖房は熱源を必要とするため、無人化は危険性を伴い、より理想的な温湿度追及のためには担当職員の勤務体制という問題にもつながってくる。

(3) 建築学のサイン概念・計画等については

宮沢功『街のサイン計画―屋外公共サインの考え方と設計―』（鹿島出版会・一九八七年）

GK研究所・栄久庵祥二『都市の道具』（鹿島出版会SD選書・一九八六年）

西沢健『ストリート・ファニチュア』（鹿島出版会・一九八三年）による

(4) 「日本の美術館建築展」一九八七年二月二十一日～三月二十二日・於世田谷美術館

(5) このショウ・ウィンドウ空間の利用については、別の方法により、館事業のPRを行うことも可能であろう。たとえば、過去の展示の際の写真パネルやポスターの掲示により、文書館の扱う史料の歴史性や文書という形態などを視覚的に表現することができるかもしれない。

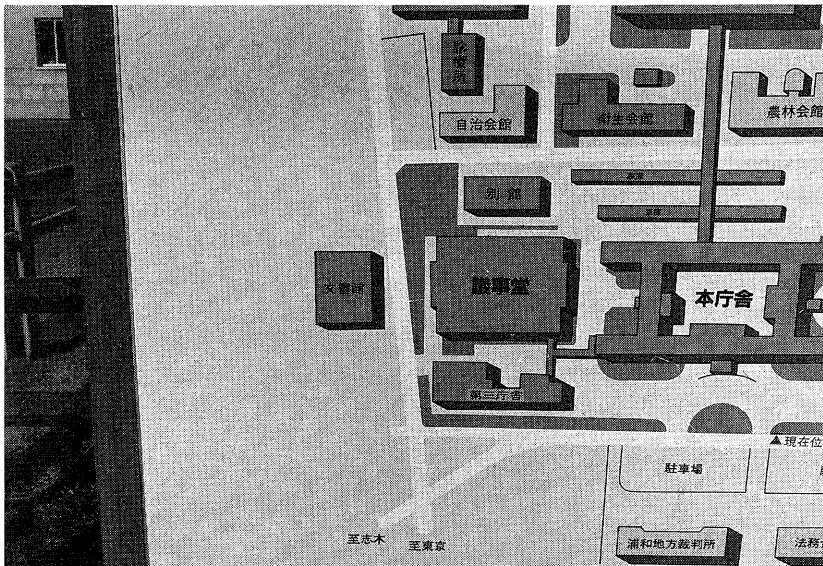
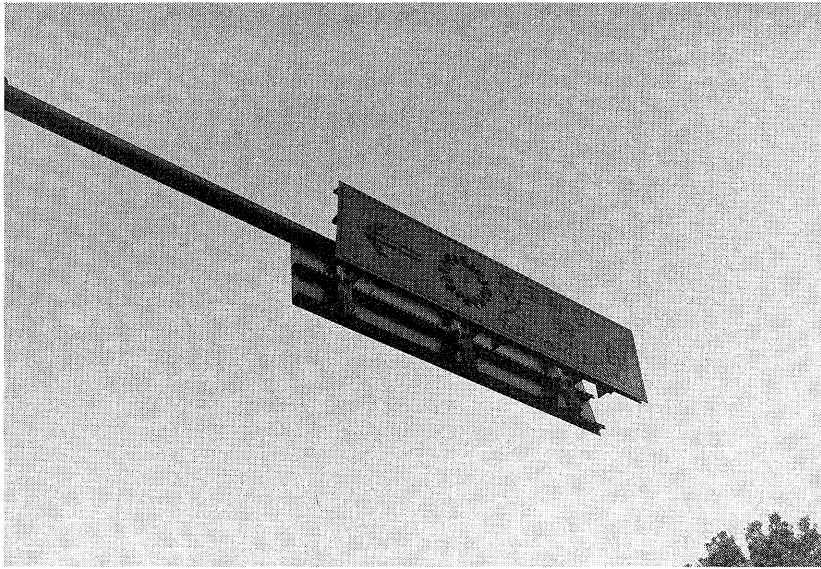
(6) 近年では、ショッピング・モールや歩道など、舗装面に装飾がなされ

る例も多い。横浜市はその先進例といえ、歩道や山下公園・横浜公園・市庁舎・開港広場など随所にみられる。しかし、具体的な絵や記号・文字などを表現する際には、タイルや金属板などに描いたものはめこむ手法をとっており、舗装面そのものに描き込む場合は、レンガタイル等による模様に限られている。当館のように、既存の床面そのものに具体的な地図や文字を彫り込むというような例は少なく、実施にあたっては不安が大きかった。

(7) 宮沢功『街のサイン計画―屋外公共サインの考え方と設計―』P26～29



屋外サイン

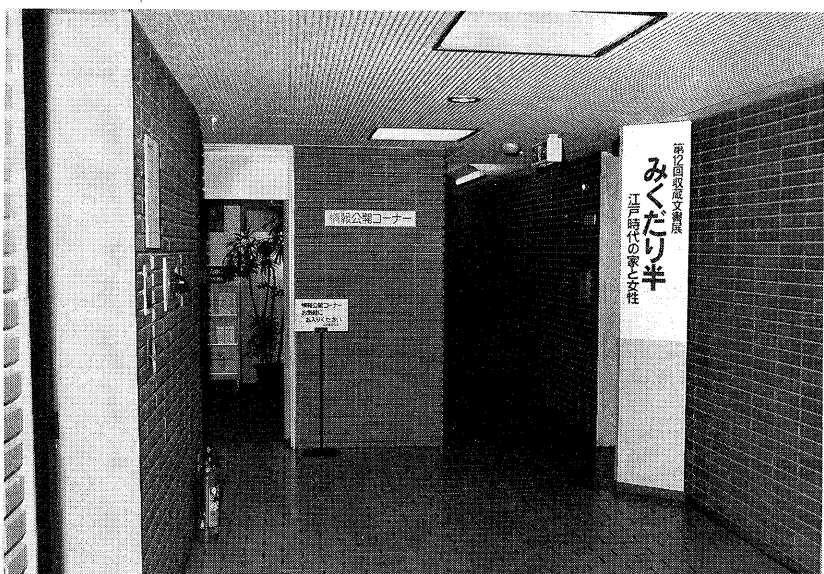
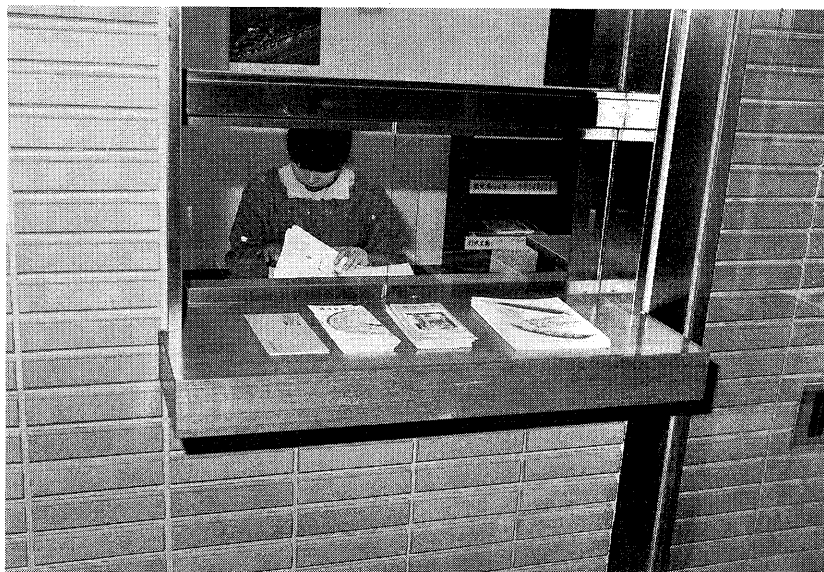


上：ファサードの館名板とショウ・ウインドウ

中：道路案内標識（国道17号線）

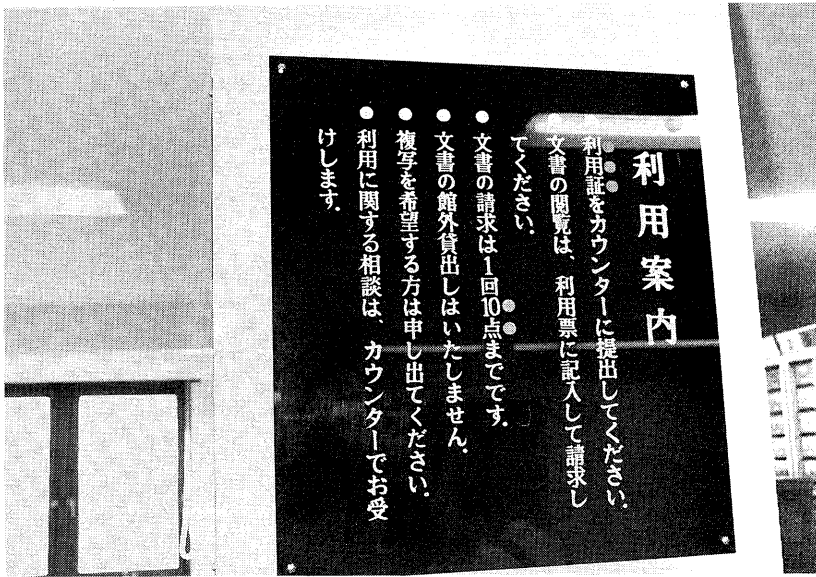
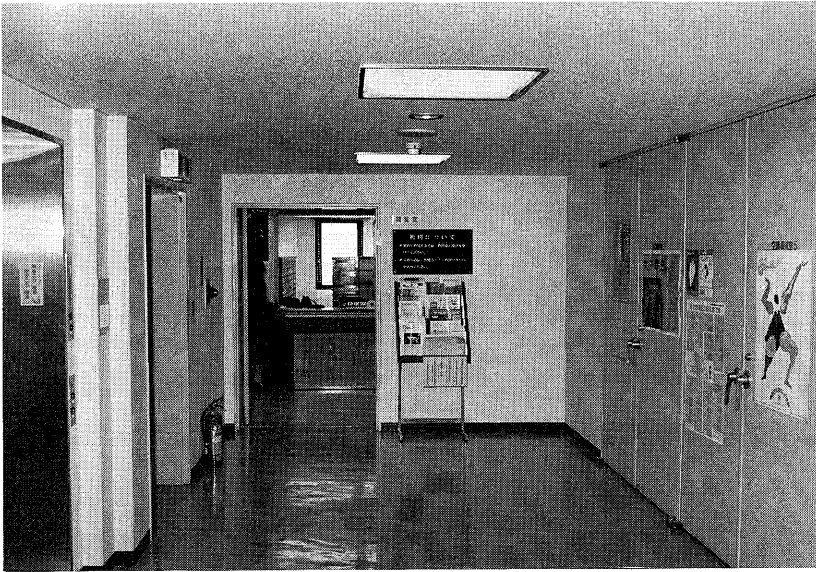
下：県庁舎内の案内図

エントランスの サイン



- 上：玄関に入った正面壁面の諸サイン装置 量的に限界である
- 中：玄関に入った脇にある案内室 館のパンフレット等をおくと同時に人による案内も行っている
- 下：1階エレベーター前の展示案内柱 展示以外の目的での来館者へのアピールの意味合いももつ

館内サイン I



上：2階閲覧室前の空間 ポスター等も雰囲気づくりに役立つ

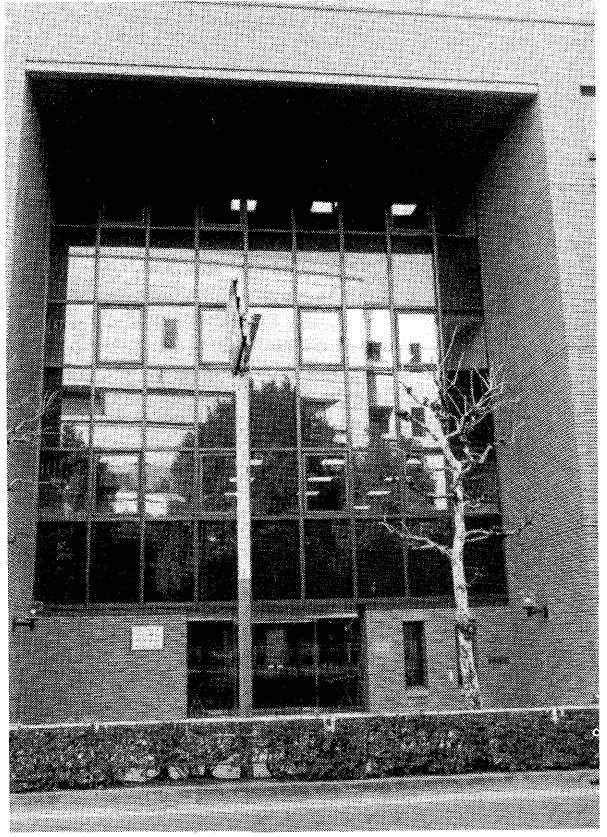
中：閲覧室内の利用案内 文書館の基本的なサイン

下：コイン・ロッカーへの誘導サイン 館の構造を補う

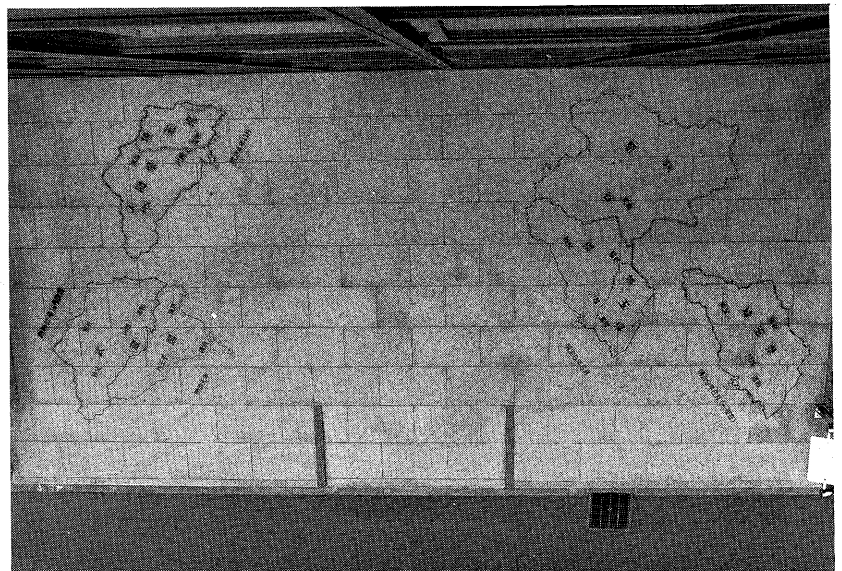
館内サインII



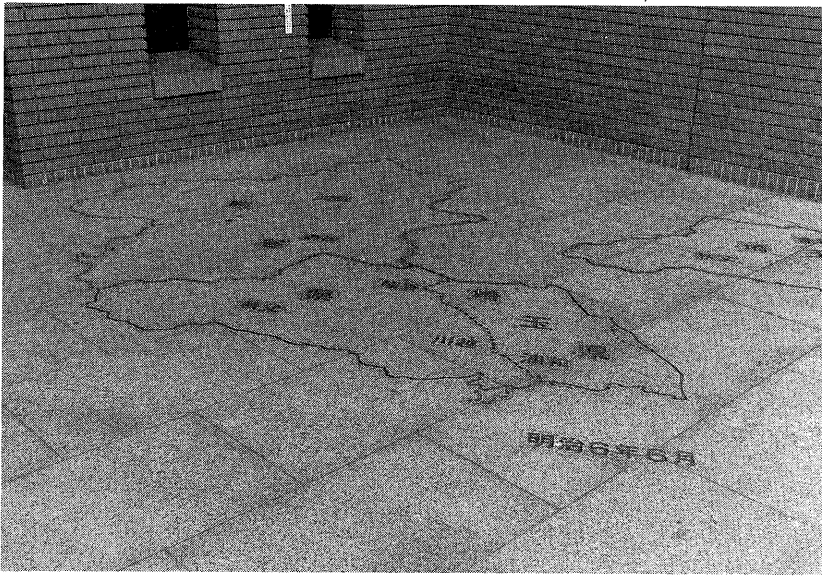
- 上：休憩室の花押・印章コーナー
利用者のくつろぎの空間の雰囲気づくり
- 中：埼玉県史購入場所への誘導 来館者の利用目的の多様性への対応
- 下：保存庫内照明の点灯をしらせるランプ 安全性のためのサインも不可欠のもの



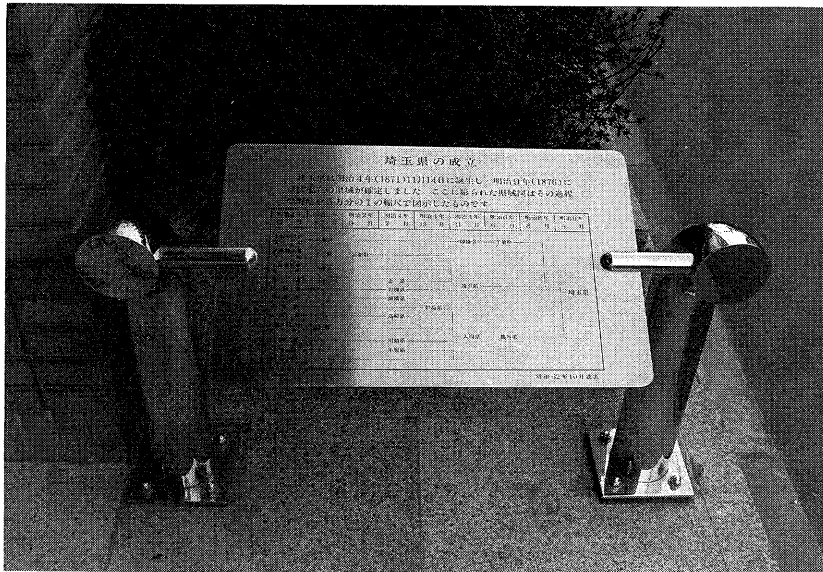
ポーチ床面彫刻



右上：エントランス全景
左上：ポーチ床面全景
右：4階よりみた床面彫刻



エントランス



上：明治6年6月図と明治9年8月図
 中：明治9年8月図拡大
 下：説明板